

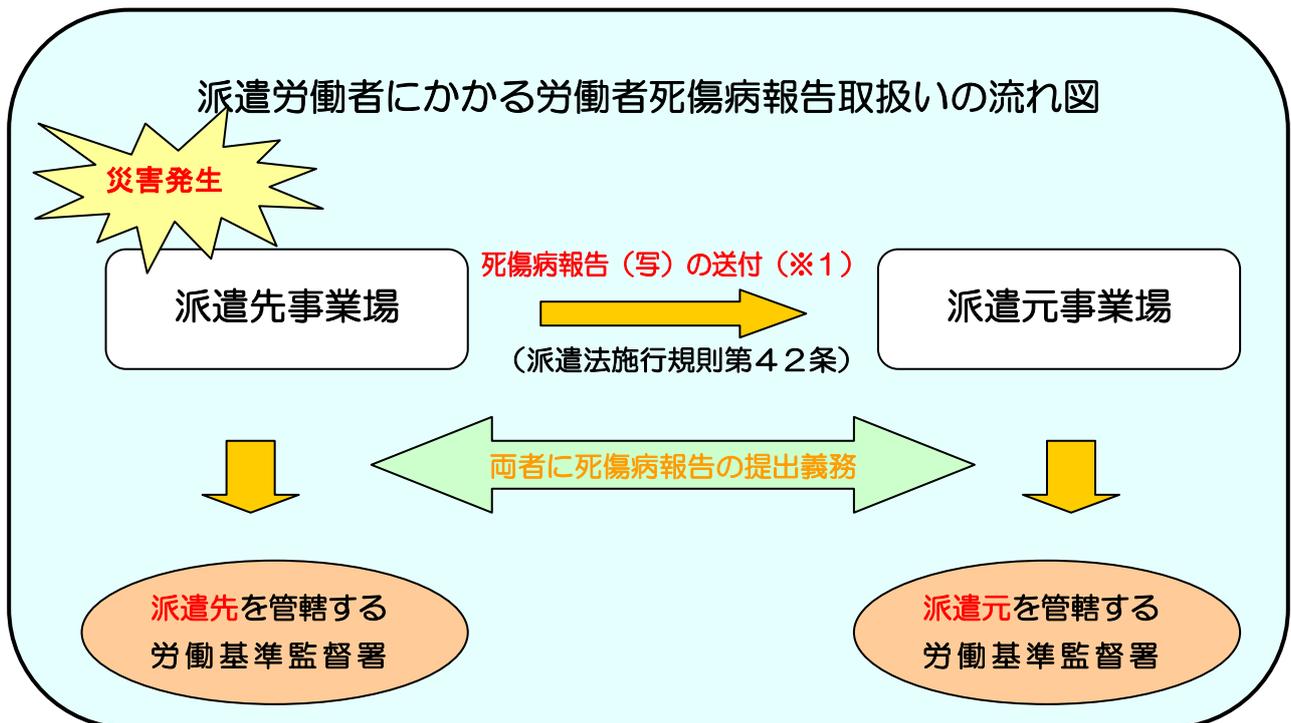
派遣労働者にかかる労働者死傷病報告の提出について

～ 派遣先事業者・派遣元事業者の両事業者に報告義務があります ～

労働者が労働災害等により死亡又は休業したとき、事業者は所轄の労働基準監督署に労働者死傷病報告を提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）

派遣労働者が派遣中に労働災害等により死亡又は休業したときは、**派遣先及び派遣元の事業者**が、派遣先の事業場の名称等を記入の上、所轄労働基準監督に労働者死傷病報告を提出する必要があります。

平成16年3月の労働者派遣法等の改正に伴い、前段の内容を踏まえ労働者死傷病報告の様式が改正され、派遣労働者についてはその旨を記載することとなりました。



※1 **派遣先の事業者**は、労働者死傷病報告を提出したとき、その写しを派遣元の事業者に送付しなければなりません（労働者派遣法施行規則第42条）

●もし、派遣労働者が派遣中に被災してしまったら、次の項目について留意して下さい●

- ① **派遣元・派遣先**の双方の事業者が、それぞれ労働者死傷病報告を作成し、所轄の労働基準監督署長に提出しなければなりません。〔上図参照〕
（労働安全衛生規則第97条）
- ② **派遣先**では、労働災害の発生原因を調査し、再発防止対策を講じる必要があります。（労働安全衛生法第10条第1項第4号）
労働災害の発生原因や再発防止対策は、安全委員会等で調査・審議する事項です。
（労働安全衛生法第17条第1項第2号及び第18条第1項第3号）
- ③ **派遣元**では、被災した労働者は労災保険給付の手続を行うために必要な助力を行いましょう。（労災保険法施行規則第23条）